

報道各位

被災相談窓口における罹災証明書交付業務等の一部中止について

本市では、令和6年能登半島地震において建物被害を受けた皆さまに罹災証明書を交付し、各種被災者支援制度の相談や申請ができるよう、市内9か所に被災相談窓口を設置しております。

この度、罹災証明書を発行するためのシステムについて、システム事業者より、メンテナンスのため石川県を含め全国的に使用できない期間が生じるとの連絡があったことから、下記のとおり被災相談窓口の業務を一部中止しますので、市民周知にご協力下さいますようお願いいたします。

記

【業務中止対象期間】

令和6年3月15日（金）15:00 から 3月17日（日）終日 まで

【中止業務】

	罹災証明書交付	罹災証明書以外の 申請・相談
中央区役所（中央区） 曾野木地区公民館（江南区） 黒埼地区総合体育館（西区） 西総合スポーツセンター（西区）	中止	通常どおり実施
北区役所（北区） 東区役所（東区） 秋葉区役所（秋葉区） 南区役所（南区） 西川健康センター（西蒲区）	全ての業務を中止	

※中止期間内に被災者住宅応急修理などの申請を予約されている方は、中止期間前に予め罹災証明書の交付を受けて下さいますようお願いいたします。

問い合わせ先
危機管理防災局 危機対策課 瀧澤
電話 025-226-1142